

令和6年度

読谷村物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 事業実施状況及び効果検証

No	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③精算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費(円)		事業開始 年月 日	事業完了 年月 日	実施状況 （実績概要）	成果等
				うち交付金 充当経費(円)				
1	読谷村低所得者世帯物価高騰支援給付金事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5、R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 4363世帯×70千円 のうちR6計画分（R6年度支給分74世帯×70千円） 事務費6,625千円（R6年度実施分1,390千円） 事務費の内容 [役務費（郵送料等） 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 （4363世帯）	6,540,260	6,540,260	R6.4.1	R7.3.31	物価の影響を受ける低所得世帯の生活を支援するため、低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、1世帯あたり70,000円の給付を実施した。 ・低所得世帯（住民税非課税世帯）4,363世帯（R5年度4,289世帯、R6年度74世帯）	低所得世帯に対し、R5年度、R6年度累計305,410,000円を支給することで、物価高騰の影響を受けた世帯への経済的支援を図ることができた。
2	読谷村低所得者支援一体的給付金事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5、R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 875世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 605世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 341世帯×100千円、子ども加算2499人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者15430人（346,500千円）のうちR6計画分 事務費 32,226千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（1821世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（15430人）	589,694,919	586,556,740	R6.4.1	R7.3.31	物価の影響を受ける低所得世帯等に対して生活を支援するため、対象世帯に対して給付を実施した。 ・R5年度均等割のみ課税世帯875世帯（R5年度713世帯、R6年度162世帯） ・令和6年度非課税化世帯605世帯 ・R6均等割のみ課税世帯341世帯 ・子ども加算2,499人（R5年度559人、R6年度1,940人） ・調整給付15,430人	低所得世帯等に対して、R5年度、R6年度累計635,550,000円を支給することで、物価高騰の影響を受けた世帯への経済的支援を図ることができた。
7	読谷村物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業【令和6年度非課税世帯・子ども加算】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 3578世帯×30千円、子ども加算 1447人×20千円 のうちR6計画分 事務費 9,892千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（4,345世帯）	146,025,919	145,906,749	R7.3.1	R8.3.31	物価の影響を受ける低所得世帯に対して生活を支援するため、対象世帯に対して給付を実施した。 ・令和6年度住民税均等割非課税世帯 3578世帯 ・子ども加算 1447人	低所得世帯等に対して、R6年度136,280,000円を支給することで、物価高騰の影響を受けた世帯への経済的支援を図ることができた。
11	水道料金支援事業（物価高騰支援）	①物価高騰の影響を受ける村民と事業者の経済的負担軽減を図るため、水道料金の基本料金を全額免除することに対して水道事業会計へ繰り出し、交付対象経費とする。 ②水道事業会計に繰り出す水道基本料金の減免に係る費用54,262,000円 ③水道基本料金 一般・営業用途19,550,000円×3ヶ月＝58,650,000円 うち交付金充当額54,262,000円 残り4,388,000円は交付限度額超過分 ④給水契約者（一般用途・営業用途） なお、官公署用途を含まない。	54,262,000	54,262,000	R6.4.1	R6.7.31	一般用途及び営業用途で給水している水栓を対象に、令和6年4月検計分から6月検計分の3か月間、水道料金基本料金を免除した。	給水契約者のうち、一般用途及び営業用途の水道料金基本料金を全額を3か月間免除することにより、物価高騰の影響を受ける家庭や事業者の固定費の軽減となり、経済的支援を図ることができた。